

# 令和 8（2026）年度栃木県障害者優先調達推進方針

令和 8（2026）年 5 月 18 日制定

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本県における障害者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公費で直接発注するもの
  - ・ 県の全ての機関が発注する物品等
- (2) 県の主催する実行委員会等で発注するもの
  - ・ 県が管理・運営に関する経費（委託料、負担金等）を支出している関連団体（実行委員会や各種協議会等）が発注する物品等
- (3) 親睦会等で発注するもの
  - ・ 親睦会や、公費支出を伴わない会議弁当（事務取扱者がまとめて発注し、参加者から料金を徴収する）等、県職員が取りまとめて発注する物品等

## 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等とし、別紙に掲げるとおりとする。

## 4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、別紙に掲げるとおりとする。

## 5 調達の推進方法

- (1) 年度ごとに、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を「障害者優先調達推進庁内連絡会議」（※）において決定の上、実施する。

（※）障害者就労施設等からの物品等の優先調達を全庁的に推進することを目的に設置。

- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たり、共同受注窓口である「とちぎセルフセンター」（※）を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

(※) 障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体。

(3) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報を基に情報提供する。

## 6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、県ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、概要を取りまとめ、県ホームページ等により公表する。

## 7 調達の目標

**令和7（2025）年度実績を上回る金額**とする。（50,000千円以上）

【参考】令和7（2025）年度調達実績 49,698,366円

（内訳）

（単位：円）

区分	品目名	件数	金額	区分	品目名	件数	金額
物品	1 事務用品・書籍	3	245,229	役務	5 印刷	52	5,160,675
	2 食料品・飲料	170	7,070,500		6 クリーニング	0	0
	3 小物雑貨	61	1,576,430		7 清掃・施設管理	16	3,559,854
	4 その他の物品	45	23,311,371		8 情報処理・テープ起こし	0	0
	計	279	32,203,530		9 飲食店等の運営	0	0
			10 その他のサービス・役務		228	8,774,307	
			計		296	17,494,836	
			合計		575	49,698,366	

## 8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

## 【調達の対象となる障害者就労施設等】

## (1) 障害者総合支援法に基づく事業所等

障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
就労継続支援事業所（A型・B型）	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

## (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
--------	--

## (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

特例子会社	障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社で、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇用し、次の要件を満たす事業所。 ①障害者の雇用者数が5人以上 ②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

## (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

## (5) とちぎセルフセンター（共同受注窓口）

共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う窓口。
--------	--

【調達の対象品目】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、①～③以外の障害者就労施設等が提供可能な物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、①～⑤以外の障害者就労施設等が提供可能な役務